4　個別の労働問題への取組

労働者の個別の労働問題に「取り組んでいる」労働組合は92.6%[前回91.6%]となっており、取組の方法（複数回答）をみると「各職場毎に職場委員等を設置」58.3%[前回57.9%]が最も多く、次いで「労使協議制度を通じて関与」57.8%[前回69.1%]、「苦情処理制度を通じて関与」29.1%[前回30.1%]などとなっている（第10表）。

第10表　労働者の個別の問題に関する取組状況別割合

（単位：%）

区分	計	取組の方法（複数回答）								取り組んでいない
		取り組んでいる	各職場毎に職場委員等を設置	自労働組合に個別紛争に対する窓口等を設置	上部組織（本部等）に個別紛争に対する窓口等を設置	労使協議制度を通じて関与	苦情処理制度を通じて関与	外部機関2)や外部専門家を紹介	その他	
計	100.0	92.6	58.3	22.5	26.7	57.8	29.1	14.7	6.6	6.0
＜企業規模＞										
5,000人以上	100.0	95.7	62.4	39.8	50.4	56.7	47.2	26.7	7.0	3.2
1,000～4,999人	100.0	96.2	65.3	23.3	31.3	62.5	35.3	18.2	4.2	3.1
500～999人	100.0	87.8	58.8	19.4	23.8	49.8	26.4	12.1	5.1	9.2
300～499人	100.0	94.7	61.8	17.8	13.8	62.1	23.7	7.1	6.9	4.9
100～299人	100.0	89.7	53.1	13.4	11.1	61.4	17.9	6.7	7.3	8.6
30～99人	100.0	87.0	45.2	7.3	8.7	48.7	7.4	5.5	9.2	10.8
＜労働組合の種類＞										
単一組織組合	100.0	95.1	62.5	27.2	36.8	60.3	35.3	18.3	5.7	3.8
本部組合	100.0	95.5	68.6	29.6	22.0	65.6	34.6	19.1	4.2	4.0
支部等の単位扱組合	100.0	95.0	61.5	26.8	39.2	59.4	35.4	18.2	6.0	3.8
単位組織組合	100.0	88.8	52.0	15.2	11.2	54.1	19.7	9.3	7.9	9.4
単位労働組合	100.0	92.3	57.4	21.8	27.1	57.1	28.6	14.3	6.8	6.2
＜正社員以外の労働者の有無＞										
正社員以外の労働者がいる	100.0	93.3	59.4	22.9	26.4	58.9	29.4	14.6	6.7	5.4
正社員以外の労働者がいない	100.0	79.9	40.6	15.2	31.5	39.3	24.5	16.7	5.2	16.0
平成20年計	100.0	91.6	57.9	18.8	19.1	69.1	30.1	13.0	6.2	7.4

注：1）表頭「計」は「不明」を含む。
　　2）都道府県労働局や都道府県の機関、裁判所（労働審判制度の利用など）を含む。